

# ブロック塀などの撤去や撤去後のフェンスなどの新設に要する費用を20万円まで全額補助します

平成30年(2018年)7月10日(火)

箕面市では、ブロック塀などの倒壊による災害を未然に防止し、安心・安全に道路を通行していただくため、ブロック塀などの撤去や撤去後のフェンスなどの新設に要する費用について、補助する制度を創設しました。

工事費用を、20万円まで全額補助します。

## 1. 趣旨

箕面市では、ブロック塀などの倒壊による災害を未然に防止し、安心・安全に道路を通行していただくため、ブロック塀などの撤去や撤去後のフェンスなどの新設に要する費用について、補助する制度を創設しました。

工事費用を、20万円まで全額補助します。

たとえ低いブロック塀であっても、倒壊すれば子どもにとっては脅威となるため、道路からの高さが60センチ以上のものについて、補助対象とします。

## 2. 補助の概要

ブロック塀などの撤去または撤去後のフェンスなどの新設の工事費用に対し補助します。

### (1) 補助の対象となる塀

次のすべてに該当する塀を対象とします。(門柱は除く)

- ・コンクリートブロック、れんが、石材、土で作られている。
- ・道路(私道を除く)に面して設置されている。
- ・道路からの高さが60センチ以上(詳細別紙のとおり)

### (2) 補助金額

20万円まで全額補助します。

### (3) 適用

平成30年6月18日に遡及し適用します。

※塀の高さを低くするだけの場合や、塀の撤去を行わず新設のみを行う場合は、補助の対象になりません。

問い合わせ先  
みどりまちづくり部 建築室  
TEL 072-724-6947(直通)

【別紙】

